

(意見書案第9号)

障がい者やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書

障がいのある方々が安心して地域で暮らすためには、グループホームなどの住まいの整備や、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護、就労支援などの日中活動サービスなど地域の実情に応じた各種の障がい福祉サービスの充実が重要であるが、社会資源の偏在や、障がい福祉サービスに従事する人材の確保が難しいことなど、多くの課題を抱えている。

このような中、在宅で障がいのある方と生活をともにしている多くの家族の方々は、長期間にわたる介護等を行っており、精神的、経済的な負担が大きなものとなっている。

また、家族の高齢化が進み、高齢者が障がい者を介護する老障介護等の実態もある中、自分が亡くなった後の我が子の将来に不安を持ち続けながら暮らしている現実もあり、早急に、地域で障がい者を支える社会環境の整備が求められるものである。

よって、国においては、グループホームなどの住まいの整備や、障がい者やその家族を支える障がい福祉サービスの充実、また、親亡き後に地域で支えるための拠点整備など、障がい者が安心して地域で暮らせる環境整備の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 グループホームなどの住まいの整備や居宅介護、生活介護、就労支援などの障がい福祉サービスを充実させるため、十分な財源措置を講ずること。  
特に、重度の障がい者に対応できるサービスや家族の負担軽減に資するサービスの充実に向けて、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。
- 2 障がい者を地域で支える拠点として、入所機能を備えた「地域生活支援拠点」の整備促進を図るため、必要な財源措置を講ずること。
- 3 障がい福祉人材の確保と地方自治体を実施する障がい者施策に対し、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 宛